○農林水産省告示第七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町高峯字仙戸二〇七七の一、二〇七七の二、二〇七八の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字泉沢字堂ヶ沢一七三〇の六、一七三〇の八、一七三〇の一〇、一七三三、一七三四の四、字大久保一七三五の四、一七三七の二、甘楽郡南牧村大字磐戸字桧ノ沢五七四、五七五、五七七、五八二の二、甲五八三、乙五八三、五八四の一、五八七、大字砥沢字字曽ノ入一二四五の一、一二四六、一二四七の二、一二四七の三、乙一二四八、一二四九、一二五〇、一二六六の四、一二七二の四、一二七八の二、一二八〇、一二八一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ヶ沢一七三〇の六・一七三〇の八・一七三〇の一〇・一七三三・一七三四の四・字大久保一七三五の四・一七三七の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字字曽ノ入一二四五の一、一二四七の二、一二四七の三、乙一二四八、一二四九、一二五〇、一二六六の四、一二七八の二、一二八〇、一二八一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市班蛇口字山神谷一六三から一六六まで、字樋ノ口五四四の一、五四六から五四八まで、五五一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神谷一六四から一六六まで・字樋ノ口五四六から五四八まで・五五一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区小田一七八の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町大田黒字西原三四、字梶原三二一の二（次の図に示す部分に限る。）、三二四七の一、三二四九の一、三二五〇、三二五二、三二五五、三二五七、三二五九、三二六〇、三二六一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西原三四・字梶原三二四九の一・三二五〇・三二五二・三二五九・三二六〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三二一一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町蓼野一二七一の一、一二七一の三、一二八〇続一、一四七四の一、一四七四の二、一四七五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町久連子字日當九六の九二、九六の九三、九六の三〇二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日當九六の九二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。